

官報
號外 昭和四十二年

号外 昭和四十二年七月十日

○第五十五回 參議院會議錄第二十三号

昭和四十二年七月十日(月曜日)

午前十時二十三分開講

第三四號

昭和四十二年七月十

政治資金規

改正する法律案（趣旨説明）

法律案(内閣提出)

中華書局影印
內閣文庫

四 中小漁業振興特別措置法案（内閣提出、

卷之三

提出、衆議院送付

兩漢賦

昭和四十年度一般会計予備費使用総調書

名山圖一編

その2) (衆議院送付)

卷之三：使用總開票（我國完卷計）

昭和四十年度特別会計予算總則第十一

昭和四十一年度一般会計予算費使財急

昭和四十一年度特別会計予備費使用総額

である。

昭和四十年七月十日
參議院會議錄第二十三號

議長の報告

都市再開法案	同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。	夫君外十九名提出)	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。	地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一 通輸省設置法の一部を改正する法律案 同日議長から左の報告書が提出された。 昭和四十年度一般会計予備費使用総調書(その2)、昭和四十年度特別会計予備費使用総調書(その2)及び昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)議決報告書 昭和四十年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総調書、昭和四十年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書(その2)、昭和四十一年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書(その1)及び昭和四十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書議決報告書 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求める法律 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。
日本蚕糸事業団法の規定によるもの 文教委員の三項の規定によるもの の 内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件
文教委員の三項の規定によるもの の 内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件
文教委員の三項の規定によるもの の 内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律 船員災害防止協会等に関する法律 石油ガス税法の一部を改正する法律 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件

同 （国会法第四十二条第三項の規定によるも）官報外		宮崎 正雄君
同 社会労働委員		鈴木 一弘君
農林水産委員		丸茂 重貞君
運輸委員		北條 浩君
通信委員		高橋 勉八君
建設委員		黒柳 明君
同 予算委員		石井 桂君
議院運営委員		北條 浩君
同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。		田中 茂徳君
理事 植木 光教君 (丸茂重貞君の補欠)		柴田 栄君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。		同日衆議院から左の議案が送付された。
居住表示に関する法律の一部を改正する法律案 (地方行政委員長提出)		同日衆議院から左の議案が送付された。
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案 (大久保武雄君外二十四名提出)		同日衆議院から左の議案が送付された。
産業公害及び交通対策特別委員会に付託		同日衆議院から左の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。		同日衆議院から左の議案が送付された。
沖縄県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案 (川崎寛治君外九名提出)		同日衆議院から左の議案が提出された。
同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。		同日衆議院から左の議案が提出された。
沖縄県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案 (川崎寛治君外九名提出)		同日衆議院から左の議案が提出された。
同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。		同日衆議院から左の議案が提出された。
恩給法等の一部を改正する法律案		同日衆議院から左の議案が提出された。
内閣委員会に付託		同日衆議院から左の議案が提出された。
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案		同日衆議院から左の議案が提出された。
農林水産委員会に付託		同日衆議院から左の議案が提出された。
内閣総理大臣藤枝景介君登壇、拍手		同日衆議院から左の議案が提出された。
○國務大臣(藤枝景介君) 政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案について、その趣旨説明		同日衆議院から左の議案が提出された。
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。藤枝景介大臣		同日衆議院から左の議案が提出された。
趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。		趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。
御承知のとおり、政府は、選挙制度審議会に対し、選挙区制その他選挙制度の根本的改善の方策について検討をお願いしてきましたところであります		御承知のとおり、政府は、選挙制度審議会に対し、選挙区制その他選挙制度の根本的改善の方策について検討をお願いしてきましたところであります
が、同審議会は、去る四月七日、最近の政治情勢にかんがみ当面緊急に措置することを要する事項として、政治資金の規正及び選挙制度の強化等を中心とした「政治資金の規正等の改善に関する件」について、政府に答申をいたしました。		が、同審議会は、去る四月七日、最近の政治情勢にかんがみ当面緊急に措置することを要する事項として、政治資金の規正及び選挙制度の強化等を中心とした「政治資金の規正等の改善に関する件」について、政府に答申をいたしました。
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。		同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
左の議案を委員会に付託した。		左の議案を委員会に付託した。
法の規定による年金の額の改定等に関する法律案		法の規定による年金の額の改定等に関する法律案
法律案 石炭対策特別委員会に付託		法律案 石炭対策特別委員会に付託
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提案を受領した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。		同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。		同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
会社更生法等の一部を改正する法律案		会社更生法等の一部を改正する法律案
法律案 法務委員会に付託		法律案 法務委員会に付託
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案		引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案
可決報告書 大蔵委員会に付託		可決報告書 大蔵委員会に付託
中小企業振興事業団法案可決報告書		中小企業振興事業団法案可決報告書
中小漁業振興特別措置法案可決報告書		中小漁業振興特別措置法案可決報告書
外国人漁業の規制に関する法律案可決報告書		外国人漁業の規制に関する法律案可決報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書		建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
書類を受領した。		書類を受領した。
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。		同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
運輸省設置法の一部を改正する法律案		運輸省設置法の一部を改正する法律案
書類を受領した。		書類を受領した。
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。		同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
運輸省設置法の一部を改正する法律		運輸省設置法の一部を改正する法律
書類を受領した。		書類を受領した。
○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。		○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
日本第一、政治資金規正法及び公職選挙法の一 部を改正する法律案(趣旨説明)。		日本第一、政治資金規正法及び公職選挙法の一 部を改正する法律案(趣旨説明)。
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。藤枝景介大臣		本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。藤枝景介大臣
寄付にあつては最高額を一千万円とし、会社その他の団体のする寄付にあつては最高額二千万円、最低額五十万円の範囲内において、それぞれ団体の規模に応じて制限を加えることといたしました。この場合、会社のする寄付につきましては資本金のほか収益をも基準とし、労働組合等のする寄付につきましてはその組合員数に応じて十段階に区分して制限することとし、その他の団体の寄付についてはその規模等を表示する尺度を求めることがきわめて困難であるため一律に前年の支出額の十分の三に相当する額を限度とするところとのあります。また、制限額の範囲内において寄付する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に対する政治資金の寄付については、同一の者に対し、年間五十万円をこえてはならないことといたしました。		寄付にあつては最高額を一千万円とし、会社その他の団体のする寄付にあつては最高額二千万円、最低額五十万円の範囲内において、それぞれ団体の規模に応じて制限を加えることといたしました。この場合、会社のする寄付につきましては資本金のほか収益をも基準とし、労働組合等のする寄付につきましてはその組合員数に応じて十段階に区分して制限することとし、その他の団体の寄付についてはその規模等を表示する尺度を求めることがきわめて困難であるため一律に前年の支出額の十分の三に相当する額を限度とするところとのあります。また、制限額の範囲内において寄付する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に対する政治資金の寄付については、同一の者に対し、年間五十万円をこえてはならないことといたしました。
次に、国または公共企業体と譲貸契約の関係に		次に、国または公共企業体と譲貸契約の関係に

ある者及び日本開発銀行等四政府関係金融機関から融資を受けている中小企業以外の会社のする寄付につきましては、請負契約額、融資額の比重がきわめて低いものを除いて、一般の場合の二分の一に制限することいたしました。また、国から補助金等の給付金の交付を受け、または資本金等の出資を受けているいわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付につきまして、これを禁止することといたしましたが、これらの場合において、国と関係のない地方公共団体の議会の議員または長の候補者等に対しても寄付については、適用を除外することといたしております。

なお、地方公共団体と請負契約関係にある者、地方公共団体から補助金等の給付金を受けている会社その他の法人等のする寄付についても、国の場合に準じて、制限なし禁止することといたしました。

さらに、欠損を生じた会社のする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても禁止とともに、寄付のあっせんにつきましては、寄付者に威迫を加えたり、賃金、下請代金等から天引きして寄付を集めることなどいたしております。

第二に、政治団体の届け出並びに收支報告及びその公表等についてであります。

以上の政治資金の寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることとしたとしております。

第三に、政党等の定義についてであります。

今回の改正によりまして、政治資金の寄付に關しましては、一定の制限が加えられることとなり、かつ、政党本位の政治活動の推進を図るため、政党に対する寄付と政党以外の政治団体に対

する寄付を区別して制限することとなります。そこで、政党と政党以外の政治団体との区別を明確に規定することといたしました。

また、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一の団体を限って政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付については、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、党費、会費及び政治活動に関する寄付等についても、その内容を明確にして、規制の合理化をはかることといたしております。

以上申し上げましたのは、これらの改正に伴いまして、個人または法人が寄付を政党または政治資金団体に対してした場合には、その寄付金について課税上の優遇措置を講ずるとともに、その他必要な関係規定の整備を行なうことといたしております。

次に、公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、公職の候補者等の寄付の規制についてであります。

すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対してする寄付は、政党その他の政治団体または親族に対する場合及び公職の候補者等がもっぱら政治上の主義または施策を普及するために行なう講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、全面的に禁止することとしたほか、公職の候補者等がその役職員または構成員である会社その他の団体がこれらの氏名を表示しましたはこれら者の氏名が類推されるような方法でする寄付についても、政党その他の政治団体に対してする場合を除き、一切禁止することといたしました。また、後援団体のする寄付等の禁止期間を延長するとともに、後援団体以外の団体で特定の公職の候補者等を推薦しましたは支持するものについても、後援団体に関する制限に準じて制限を設けることといたしました。

第二は、連座制等についてであります。

まず第一に、昨年の秋、第五次選挙制度審議会の発足にあたりまして、総理大臣は「御答申をいたしました曉には、その趣旨を尊重し、勇断をもつてその実現方に努力いたします」と、ごあいさつをせられたのであります。また、本年四月十日、政治資金規正等に関する答申を受けられます。

いわゆる連座制につきましては、選挙運動の実態にかんがみ、数個に分けられた選挙区の地域における選挙運動または多数の選挙人が属する職域または組織を通じて行なう選挙運動を主宰した者をも連座対象者の範囲に含めるとともに、公職の候補者または総括主宰者等と意思を通じて選挙運動をした公職の候補者の父母、配偶者、子または兄弟姉妹については、公職の候補者と意思を通じているものと推定することといたしました。

また、選挙犯罪を犯し罰金の刑に処せられた者については、当該選挙犯罪がきわめて軽微なものである場合を除き、裁判所が情状により公民権を停止しない旨を宣告することができる制度を廃止することといたしました。

その他、昨年実施された永久選挙人名簿制度の運用の実態にかんがみ、選挙人名簿の登録回数を増加する等、その合理化をはかることができる制度を廃止したことといたしました。

以上が、この法律案の要旨であります。(拍手)

○塙見俊二君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま御説明を承りました政治資金規正法並びに公職選挙法の一部を改正する法律案について、質疑の通告がござります。順次発言を許します。塙見俊二君。

以上が、この法律案の要旨であります。(拍手)

○塙見俊二君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま御説明を承りました政治資金規正法並びに公職選挙法の一部を改正する法律案について、質疑の通告がござります。順次発言を許します。塙見俊二君。

次に、今回提案されました両法案に対しまして、一部には、審議会の答申より著しく後退したものであり、これを答申の線にまで引き戻すよう修正すべきであるとの意見があります。私はあるいはまた、大骨も小骨も抜き去つたではないかとの議論も行なわれておるのであります。答申無視の重要な論拠の一つは、国または公共団体と請負その他特別な利益を伴う契約の当事者であるもの、及び特定の政府関係機関から融資を受けているものは、制限額のさらに一分の一をこえて寄付してはならないという答申になつておるのであります。が、それにもかかわらず、その金額が十分の一以下のものを除いているのは、答申に反するではないかといふのであります。今日、わが国の国民経済の中で占める財政資金の比重はまことに大きいのであります。企業を営むものは、会社であろうと個人であろうとを問わず、多かれ少なかれ、財政資金と関係を持たないものは、むしろ例外といつても差しつかえないであります。請負金額や借り入れ金額が、売り上げ金の総額や借り入れ金額の十分の一程度以下の場合は、答申にいう特別な利益を伴うものでないと判断するこ

○國務大臣（藤枝泉介君）　政府案が答申から後退現するということは困難ではないだらうか。この後、さらにに国民の政治意識も高まり、あるいは国民党所得もふえて、そろして献金も自由になるといふうなときだと、よほどいいように思います。ただいまの段階で一足飛びにそらいう事態を実現するということは困難だと思います。（拍手）

〔國務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○國務大臣（藤枝泉介君）　政府案が答申から後退現したかということにつきましては、ただいま總理がお答えいたとおりでございまして、私は、答申の中の表現が十分でないものを意訳いたしましたり、あるいは罰則の關係で定義を詳しく述べましたことは、いたしましたが、この政府案は、そういう意味において、お話をとおり直訳ではございませんけれども、意訳であると考えておる次第でござります。

会社等の寄付に制限を加えましたのは、特定の者があまりにも多額な寄付をするというようなな

す。この段階におきましても、私の所信には変わ
りはございません。したがいまして、ただ期日そ
の他等から見まして、あまり時間がございません
ので、一そな御協力をお願ひいたします。

第二の点で、この答申を得ましてこの法案をつ
くりました際には、答申の趣旨を十分尊重したつ
もりでござります。いわゆる大骨、小骨の骨抜き
論等々もございますけれども、私は十分尊重したつ
くりました際には、答申の趣旨を十分尊重したつ
もりでござります。委員会等の審議におきまして、
十分、政府の考え方方がこれが趣旨に沿つてゐる
かどうか、それらの点を明らかにしていただき、
また必ずしも私は原案にとらわれるものではござ
いません。政党政治のためによりいいものがで
きれば、それにこしたことほございませんから、
種種的に建設的な御意見を述べていただきたい、
かように思います。

けでございますが、こうした周知徹底あるいは準備が済み次第、早急に提出されなければならぬと思ひます。その意味におきまして、政令にゆだねたわ
けをいたし、また選舉管委員会を運営する者
合がござりますので、相当な時間がかかると思ひ
ます。その意味におきまして、政令にゆだねたわ
けでございますが、こうした周知徹底あるいは準備が済み次第、早急に提出されなければならぬと思ひます。と申しますのは、今回の答申が、選舉制度の一環として政治資金を考えるべきではあるが、最近の政治情勢、緊急やむを得ずやらなければならない問題だとして答申になりましたので、その答申の趣旨を尊重いたしまして、他の選挙制度とは別個に施行をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 民主政治の中核体は政党でございますので、政党の活動資金は高度の公共性を持つておるものと考えられます。したがつて、政党の発達を健全ならしむるためには、弊害を避けるために資金の規正を相当きびしくす
る必要がある反面、政党への寄付を公共寄付に準じて取り扱うとともに必要でございまして、

ことは好ましくない、いわば分相応の寄付が適当であるという意味でございまして、その限りにおきましては、憲法二十九条の公共の福祉の限界を示したものと考えます。もちろん、二千五百万円が善であつて、二千五百万円は悪であるという理論的根拠を申し上げるわけにはまいりませんけれども、分相応として審議会がこれを考へられたふと解しまして、政府案に盛った次第でございます。政党が組織化されまして、広範な国民大衆の財政的な支援を得、また、広範な国民大衆の財政的な支援を得るようになりますることは好ましいことだ、といふふうなものでないという意味におきまして、この五年後という問題につきましては、今回の政府案に書かなかつたような次第でござります。

まるようなものであります。規制の意味を持たないになりますので、一千万円、二千万円といふ総ワクの制限、五十万円といふ個別ワクの制限に違反をいたしました場合においては、たいへん遠慮をいたしまして、五千円以上五万円以下の罰金という、きわめて軽い刑罰をもつて処分しようといたしました方針でございます。この程度のものにはまことにやむを得ないものと政府は考えておる次第でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 松永忠二君。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案になりました二法律の改正案について、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

黒い霧事件が起って、佐藤首相の責任が問われたとき、首相は国会で、「国民の間に政治不信が高まることはゆゆしいことである。私は国民の

答申の線を逸脱した措置ではないといふに考
えております。(拍手)
〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中伊三次君) 寄付の制限額に違反
をした場合にこれに罰則を付することは、わが國
の刑事政策上無理ではないかとの御意見でござい
ます。申し上げるまでもなく、法人にしても個人
にしても、本来は寄付は自由なものであります。
思うとおりの寄付をして差しつかえのないもので
あります。しかるところ、今般問題になつておなり
ます政界に対する寄付につきましては、何とかし
て政治資金の規正を行なうことによつて政界の秩
序をとりっぱなるものにして、それがひいては國家の
利益に重大なる影響があるものというたゞそに
立つて規制を行なうのでありますから、規制をい
たします以上は、行き過ぎた刑罰はいけません
が、軽い刑罰はどうしてもこれをつけておきた
い。現在の政界の現状に照らしまして、規制はす

日本を抱負したじつだ。イギリスで効果を出さ
めた腐敗行為防止法が提案されたときも、罰則が
きびし過ぎる、こんな少額の費用では選挙ができ
ないと反対が議員から出されました。が、党の幹部
は熱心にこれを推進してこの法案を成立させました。
た。しかるに自民党は、幹部が先に立って車の両
輪説を持ち出し、自民党内でさもまともならな
い選挙区制度とからませたり、福田幹事長のこと
きは、国会提出はメンツ問題である、あとは煮て
食おうが焼いて食おうが、かつてだと言つたり、
現在では、政治資金規正法案は本国会では通直時
刻のきまらない臨時列車だと言つて、法案成立に
ついて全く熱意を示しておりません。自民党総裁
であるあなたが成立を期していると国会で言明し
たのに、その態度すら疑わしい現在、今国会成立
は絶望的だと、世論も見ているのはあたりまえで
はありませんか。これで自民党の体質が改善され
たというのですか。これが勇断をもって取り組ん
だ結果なのですか。また、政党政治に対する国民
の信頼を高めることになっているのですか。佐藤

期待にこなえ、政治に対する信頼を回復するためには、責任政党として自民党的本質改善と金のかからない選挙を実現することの二点を当面の課題として考える。金のかからない選挙については、選挙制度審議会がその結論を得次第、勇断をもつて取り組む所存だ」と明言しています。審議会に對しても一大決心をもつて取り組むと言つてきました。ところが、答申が渡されて二ヶ月も過ぎて法案が提出されました。たまりかねて審議会長は法制化を促進するよう申し入れたほどです。特別委員会で審議の始まりましたのは六月の二十八日、会期末まで一ヶ月もないのに、十四人の自民党委員全員質問に立つと主張し、時間かせぎなどいわれるような質問を展開し、改正案を成立させようという気がまさに全く見られませんでした。野党側から七月十二日質疑を終了し、十三日衆議院通過を申し入れたほどであります。しかも自民院は、の方針がままつていないといって、この

○議長(重宗雄三君) 松永忠二君。
〔松永忠二君登壇、拍手〕
○松永忠二君 私は、日本社会党をだいま提案になりました二法律の改て、佐藤総理並びに関係大臣に質問す。
黒い羈事件が起つて、佐藤首相
れたとき、首相は国会で、「国民の
が高まることはやむしいことである
す。

るが開墾に七十ヘクタールの許可を規定などとするようなものでありましては規制の意味を持たないことになりますので、一千万円、二千万円といふ總ワクの制限、五十万円といふ個別ワクの制限に違反をいたしました場合においては、たいへん遠慮をいたしまして、五千円以上五万円以下の罰金という、きわめて軽い刑罰をもつて処分しようとそういう方針でござります。この程度のものはまことにやむを得ないものと政府は考えておる次第でございます。(拍手)

答申の線を逸脱した措置ではないといふに考
えております。(拍手)
〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中伊三次君) 寄付の制限額に違反
をした場合にこれに罰則を付することは、わが國
の刑事政策上無理ではないかとの御意見でござい
ます。申し上げるまでもなく、法人にしても個人
にしても、本来は寄付は自由なものであります。
思うとおりの寄付をして差しつかえのないもので
あります。しかるところ、今般問題になつておなり
ます政界に対する寄付につきましては、何とかし
て政治資金の規正を行なうことによつて政界の秩
序をとりっぱなるものにして、それがひいては國家の
利益に重大なる影響があるものというたゞそに
立つて規制を行なうのでありますから、規制をい
たします以上は、行き過ぎた刑罰はいけません
が、軽い刑罰はどうしてもこれをつけておきた
い。現在の政界の現状に照らしまして、規制はす

刻のきまらない臨時列車だと言つて、法案成立について全く熱意を示しておりません。自民党総裁であるあなたが成立を期していると国会で言明したのに、その態度すら疑わしい現在、今国会成立は絶望的だと、世論も見ているのはあたりまえではありませんか。これで自民党の体質が改善されただとうですが。これが勇断をもつて取り組んだ結果なのですか。また、政党政治に対する国民の信頼を高めることになつてゐるのですか。佐藤

日程を拒否したのです。イギリスで投票が行われた腐敗行為防止法が提案されたときも、罰則がないと反対が議員から出されましたが、党の幹部は熱心にこれを推進してこの法案を成立させました。しかるに自民党は、幹部が先に立って車の両輪説を持ち出し、自民党内でさえもまとまらない選舉区制度とからませたり、福田幹事長のごときは、国会提出はメンツ問題である、あとは煮て食おうが焼いて食おうが、かつてだと言つたり、現在では、政治資金規正法は本国会でも通じ得

期待にこなえ、政治に対する信頼を回復するためには、責任政党として自民党的本質改善と金のかからない選挙を実現することの二点を当面の課題として考える。金のかからない選挙については、選挙制度審議会がその結論を得次第、勇断をもつて取り組む所存だ」と明言しています。審議会に對しても一大決心をもつて取り組むと言つてきました。ところが、答申が渡されて二ヶ月も過ぎて法案が提出されました。たまりかねて審議会長は法制化を促進するよう申し入れたほどです。特別委員会で審議の始まりましたのは六月の二十八日、会期末まで一ヶ月もないのに、十四人の自民党委員全員質問に立つと主張し、時間かせぎなどいわれるような質問を展開し、改正案を成立させようという気がまことに全く見られませんでした。野党側から七月十二日質疑を終了し、十三日衆議院通過を申し入れたほどであります。しかも自民院は、の方針がままつていないといって、この

総理の言明や公約と全く逆になつてゐる。現在のこのていたらくに対する政治責任をどう考へられるのでありますか。また、どうい形で政治責任に決着をつけるつもりであるのか。お伺いをいたしました。また、本法案は、本国会でどうなるのか、総理の率直な見通しを伺いたいのであります。

自治大臣は、どんな日程的なめどを持つて、本国会で成立をさせる自信があるのか。また、法案不成立の場合には、どうい形で一体責任をとるおつもりなのか。お尋ねをいたしたいのであります。

次に、法案の内容についてお尋ねをいたします。総理は、国会において、この法案は、審議会の答申を最も忠実に尊重してつくつたと、たびたび答えられています。また、お話をありますように、答申を尊重し、骨抜きどころか、小骨一本も抜くことはしないと申されました。この答申の最大のねらいは、五年後に会社、団体の政治献金を禁止させ、政党の運営は党費と個人献金だけでまかなくことができるよう、政党に近代化、組織化への自覚を促している点であります。政治資金の規正強化は、そのための当面の措置であります。審議会でも、従来の答申を大幅に後退したものを出すのはおかしいという意見もありましたのが、しかし、今回はそれを実現しやすくするため、現在では制約を受けることの少ない団体二千円、個人一千万円という金額が示されたのであります。五年をめどに会社、団体の寄付を禁止するという前提条件があつてこそ、この金額の制限も意味があるのであります。しかるに、法案のどこにも、経過的にこの目標を達成することは書かれていません。基本的な点がぼけてしまつて、不徹底な改正でお茶を濁すよりは、政治献金は個人に限ることを中心とした改正を他日に期して、改正を見送れという意見すら国民の中から出ているのであります。総理に伺いますが、五年といふことはなぜ法律に書かないのですか。また、

この趣旨に賛成なのか反対なのか、お答えをいただきたいのであります。

また、この法案では、国や公共団体と請負や特別の契約をしている者の寄付の条件を答申以上にゆるめたり、答申が具体的に触れない会社、団体の寄付については、現に受けている減税をはるかに上回って、公益の増進に寄与し緊急を要する公益法人の寄付のみに許している指定寄付並みの、全額損金という特別措置を受けることにしています。まさに政治献金の制限ではなくて、奨励だとさえ言えるのであります。大蔵大臣にお尋ねいたしますが、なぜ法人についてこんな大幅な減税を認めたのか、その理由をお聞きしたいのであります。また、個人の受けた寄付については、今後どう処置をするつもりなのか、お答えをいただきたいのであります。

答申に全然ない寄付あつせんの規制を入れた

以上述べましたように、答申の精神を曲げたり、

答申にないことを加えたり、また大幅に変更したりしてます。これでは修正が大幅過ぎて、骨抜きになつたといつよりも、全体として質が変化したと言つて言い過ぎではありません。佐藤総理が、党内の事情から答申を実現することができないので、最大の努力を払つて、ようやくこの程度にまで、総裁として、首相として遺憾だと、率直な態度が披瀝されるならば、まだそこにもあります。佐藤総理が、こんな内容で、答申を最も忠実に尊重し、小骨一本も抜かないなどと、白々しいことばを国会の場で述べるようでは、どう考へても三百代言的なものの言い方だとしか思ひません。このことばを聞き、この態度を見たときに、國民は、政治家の言うことは信用できないといふ気持ちになるのは当然であります。政治家といふ名のもとに、われわれもどんだ迷惑を受けています。このことばを聞いて、一定期間を除いて野放しにしてしまいました。供應、接待、物品の供与も、一定期間を除けば自由にできることになりました。政治が国民に対してもまずくいけば、それを持たなければ金が必要になることは、安保国会後援金で自民党が、勢力を維持するために、飛躍的に多額の金を使つたことを見れば、明らかにあります。

立派な答申を実現することができないのです。

自信が持てないので、一年延期の線が出てきましたといわれるのです。実施時期を明らかにしないであります。(拍手)自治大臣は、衆議院特別委員会で原案に必ずしも固執しないと言っていますが、明年一月一日施行というように修正されると、答申に反撃をしているときを考えられるのです。

また、この法案では、骨抜きといふ種類の修正ではないことは、骨抜きといふ種類の修正ではない

であります。(拍手)また、明年の参議院選挙にこ

の改正を適用するのかどうか、お答えをいただきたい

と思います。

この法律は、寄付の制限を最も重要な事柄とし

て、答申が立法されましたが、その制限が守られ

ていないかどうかということは調査をしなければわ

かりません。特に個人に対しては五十万をこえ

て政治献金することを禁止していますが、もらつ

た者が届け出の義務はないのですから、こ

れまた、これを守つているかどうか、よほど厳密

な調査が必要なのであります。届け出第一主義の

机上の点検でどうにも発見する方法は見当たり

ません。罰則がついて禁止されている事柄であつ

て、単なる訓示規定ではないのでありますから、

自治大臣が答えているように、悪知恵を極かすこ

とは前提としていいない、行なわれると考える脱法行為について一つ一つ穴をふさぐのはこの法律の

性格ではないと申しているのであります。が、罰則

をつけて禁止していることが容易に脱法行為が行

なわれ、これを防ぐ方法がないなどといふ法律

は、法律として不適当、不備だと思うのであります。

が、法務大臣の見解をお聞きしたいのであります。

立ち入り調査を認めるることは、本来自由であるべき政治活動に警察権の介入する危険もある。本

來避くべきことだとわれわれも考えておるのであ

りますけれども、世論がこれを支持しているの

は、政党や政治家の現状にその原因があるのであ

ります。したがつて、ざる法と言われた従来の方

は、これまで最も忠実に答申を尊重したといふの

であります。そこで、総理にお尋ねいたします

が、これで最も忠実に答申を尊重したといふの

は、いまのような御説明では納得できません。

どういうわけで最も忠実に尊重したといふのか、

具体的にひとつわかるように説明をしていただき

たいのであります。また、衆議院本会議で、原案

に必ずしもござりませんと言われております

が、答申を忠実に尊重するといふ意味で、答申に

近い案に修正されることは歓迎するところであ

り、拒むものではないといふ態度であるのかどう

るともに、政治資金規正法の補則第三十一条を

か、お聞きをしたいのであります。

最後にお尋ねいたいのは、政治資金の報告の問題であります。

この法律は、寄付の制限を最も重要な事柄とし

て、罰則もきめておりますが、その制限が守られ

ていないかどうかということは調査をしなければわ

かりません。特に個人に対しては五十万をこえ

て政治献金することを禁止していますが、もらつ

た者が届け出の義務はないのですから、こ

れまた、これを守つているかどうか、よほど厳密

な調査が必要なのであります。届け出第一主義の

机上の点検でどうにも発見する方法は見当たり

ません。罰則がついて禁止されている事柄であつ

て、単なる訓示規定ではないのでありますから、

自治大臣が答えているように、悪知恵を極かすこ

とは前提としていいない、行なわれると考える脱法

行為について一つ一つ穴をふさぐのはこの法律の

性格ではないと申しているのであります。が、罰則

をつけて禁止していることが容易に脱法行為が行

なわれ、これを防ぐ方法がないなどといふ法律

は、法律として不適当、不備だと思うのであります。

が、法務大臣の見解をお聞きしたいのであります。

立ち入り調査を認めるることは、本来自由であるべき政治活動に警察権の介入する危険もある。本

來避くべきことだとわれわれも考えておるのであ

りますけれども、世論がこれを支持しているの

は、政党や政治家の現状にその原因があるのであ

ります。したがつて、ざる法と言われた従来の方

は、今まで最も忠実に答申を尊重したといふの

であります。そこで、総理にお尋ねいたします

が、これで最も忠実に答申を尊重したといふの

は、いまのような御説明では納得できません。

どういうわけで最も忠実に尊重したといふのか、

具体的にひとつわかるように説明をしていただき

たいのであります。また、衆議院本会議で、原案

に必ずしもござりませんと言われております

が、答申を忠実に尊重するといふ意味で、答申に

近い案に修正されることは歓迎するところであ

り、拒むものではないといふ態度であるのかどう

るともに、政治資金規正法の補則第三十一条を

修正して、「報告又は資料の提出を求めることがができる。」という規定に、「かつ、必要な調査をすることができる。」とこれに加えて、その目的を達することができると思うのであります、この具体的な提案について、自治大臣のお考えをお聞きしたいのであります。また、大臣が具体的な案を持っておるというならば、お聞きさせをいただきたいのであります。また、大蔵大臣に対しては、選挙管理委員会の充実のため、どんな財政的な用意を考えているのか、お聞きをいたしたいのであります。

なお、御承知のように、先ごろ行なわれました衆議院選挙、統一選挙で、二十五都道府県の中の県市町村で、公費から多額の陣中見舞いが候補者に贈られたことが明らかになりました。国または地方公共団体と特別の関係のある会社が個人による寄付について、罰則をつけて制限をしておりますのに、地方公共団体が公金を出して寄付する行為を野放しにしていることは、法の公平という立場から、公金であるといふ性格からも、放置すべきものだと思うが、これについて今後どうするべきものだか、法務、自治両大臣にお伺いをいたしました。

今回、この政治資金規正法案を提案いたしまして、たが、その答申を出しました選舉制度審議会、これが特にこの資金規正を先に答申いたしましたことは、ただいま御指摘のような環境下においてなされたもので、これは私も同じよう認めます。また、この法律が画期的な考え方のものであると、これは松永君も御承知のことだと思います。したがいまして、私は、こういうような画期的なしかも重要法案、この提案がただいま御指摘になりましたように、二ヵ月もおくれた、たいへん

案が持つ意義等からいたしまして、これはやむを得なかつたと思うのであります。で、私は答申の趣旨を尊重いたしまして法案をつくり、そうして国会に提案いたしましたのであります。先ほど塙見君にもお答えいたしましたように、この国会において法案の成立を期する私の所信には、今日も變わりのないことを、これをあらためて松永君にもお答えをいたします。そこで、こういうように、もう会期の余日も少ない、そういう際に、この重要法案の成立の見通しはどうかというお尋ねであります。私も、たいへんその点について心配をいたしておりますが、私の所信に変わりがないのでござりますので、各党におかれましてもぜひ御協力お願いいたい。先ほど、塙見君にお答えしたとおりでございます。

年後というのは一つの努力目標の期限のように解釈しております。したがいまして、このたび既に実現的な立法をしなかつたのは、そういう考え方であります。また私は、党の近代化、組織化、これだけは政党政治、また政治に対する国民の信頼を高める上からも、ぜひしなければならないことだ、かように考えておりますので、この五年後云々といふのは、ただいまのようには、努力目標ではあります、が、積極的な近代化、組織化を党としては当然はかるべきである、かように考えております。

また、この修正についてのお尋ねであります。私は、先ほど来申し上げておりますように、政黨に申しております。私は、皆さん方の知恵をその意味でお借りしたいと思っております。ただいま国会の審議にかかるておるのでござりますので、私は、どういうような方向が望ましい、かように期待をする、その程度の法律ではなくて、これは國民全体、衆参両院の皆さん方によつて、よりりっぱなものをつくつていただきたいと、かならず思ひますので、私が答申の線に近いものに修正をしてくださいと、かように申し上げることは差し控えさせていただきます。

その他の点については、自治大臣からお答えをさせます。(拍手)

〔國務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○國務大臣(藤枝泉介君) 法案の成立につきまして自信を持つておるかと、いふことでござります。国会の御審議につきまして政府側がいろいろ申し上げることはいかがかと思ひますが、私といつたましても、審議促進のためにあらゆる便宜を供与いたしまして、そらして至急に成立できますようお願いをいたしておるような次第でございます。

政黨が、広範な國民大衆に支持され、また、広範な國民大衆の財政的な支援によりましてやつていただけるようになるということは、これは理想の次第であります。しかし、こういうことは、あげて政黨そのものが努力をさるべきものでござります。

いまして、法的にそれを規制するのはいかがかと存しておりますよ。施行期日につきましては、先ほども壇見さんにお答え申し上げましたように、こうした国民全般に関係するものでござりますので、これが周知徹底をばかり、また、選舉管理委員会の準備をいたしますには相当の時間がかかると思います。ことに、国会が延長されましたような今日の情勢におきましては、その成立の時期いかん、さらにそれからの準備期間といふものを考えますと、これを期日を切ることは周知徹底に事を欠くようになるとがあるのではないかとして、政令にゆだねたわけでございますが、準備のつき次第、至急に施行したいと考えておる次第でございます。

報告について調査機関を設けてはどうかといふ御意見は、ごもつともと存するわけでござりますが、大体、寄付の制限等につきまして、会社が受けている制限、これは会社の業績等は普通公表をされておりますので、届け出を見ましても、寄付制限に反するかどうかということは見当がつくわけであります。しかも、行政権が、本来自由であるべき政治活動に介入するということはいかがか。あくまで国民並びに政党及び政治家の良識にまつてこうした問題は処理していくべきものと考えておる次第でございます。

選舉管理委員会は、おそらく、今回の法律が成立いたしますと、相当仕事の量も多くなります。したがいまして、選舉管理委員会の充実についての財政的な処置を今後考えてまいらなければならぬと思います。

市町村等が公金によって政治献金をするということは、もうこれは法律以前の、あり得べからざることでございます。新聞等に発表せられた中にも、なるほど公職の市町村長という名前で出でておりますが、市町村長のポケットマネーから出たの金されるというようなことは、あり得べからざるものも相当多いようになります。しかし、いずれにしても、市町村の公金が政治献金されるというようなことは、あり得べからざるものも相当多いようになります。

を期すればこそ提案したのでござります。」と述べられておりますが、さきにも述べましたごとく、今国会における今までの衆議院審議における政府・自民党の態度は、全く国民大衆を愚弄するもはなはだしいものがあります。すなわち、国民の間で反対の強い防衛二法案においては、議会民主主義を冒瀆する强行採決をあえて行ない、国会を空転させる原因をつくり、国民大衆が心から願っている本改正案については、自民党は政府案をよしとせず、だらだらと審議を引き延ばし、そのあげくの果ては、廃案の声を今日においては聞かれ、総理は、「廃案は困る」と言われたそちらであります。このような奇妙な現象は、一体どういうことでありますようか。政府・自民党への不信感は、いまさら言うまでもありませんが、これでは、ますます政治不信の念は強まるばかりであります。

総理は、一体この改正案を成立させる意があるのかどうか。ただ、総理の御答弁でも決意を披瀝なさいました。この日程ではありますか。あと残されたわずかな日程ではありますか。あとは、具体的なスケジュールを、しかと承りたいのであります。

質問の第二は、答申には、「選挙区への全面的な寄付禁止」とあるのを、一定期間以外は、政治

教育や政策普及などのための集会に因し、実費の補償として行なうものは差しつかえないとしたの

は、広義に解釈すれば、幾らでも抜け道ができる、かえって金がかかる結果を招き、買収、供應など

の選挙が、依然として行なわれるおそれがありま

すが、総理並びに自治大臣はいかにお考えか、お

答え願いたい。

質問の第三は、法人の寄付に対する税制上の破

格の優遇措置は、寄付は個人に限るという理想に

対し、その方向づけをしたといふ答申の精神を、

大きく踏みにじったものと考えますが、このよう

な措置を設けられたことについて、大蔵大臣の所

信を伺いたい。

答申は、法人の寄付に対する税制上の優遇措置

について、全く触れていないかったのであります。

されど、私は、おぞらく選挙制度審議会といつたしましては、

ます。

ましたものを、一年じゅう寄付は禁止することにいたしたわけでございます。ただ、政治家としては、自分の政策、主義主張といふもの選挙民に徹底するということは、やはり政治家としての一つの使命だと存じます。そういう意味で、純粹な政治教育のための講習会等について、実費を弁償することはやむを得ないとしたのでございまして、これは審議会の御議論の中におきましても、社交上のものは除外してもいいんではないかと、いう御議論がありましたが、社交上といふのでは、純粹に政治教育に限った次第でござります。しかし、この種のものといふとも、選挙に関連しては、なお弊害がござりますので、任期の満了前六ヵ月以内におきましては、この種の寄付と申しますか、実費弁償も禁止したような次第でござります。

なお、罰則につきまして、調査機関を設けたらどうだということにつきましては、先ほどもお答申し上げましたが、元来、こうした政治資金の規正といふようなものは、国民並びに政党及び政治家の良識にまつべきものでござります。また、会社の業績などは、すべて公表されておりますので、届け出によりまして、それが違反しておるかどうかということは大体把握できますので、行政権が、本来自由であるべき政治活動に介入するのを特に強調しておりますが、その他必要な合理化というのは、いまの法人寄付を否定はしない、ませんでした。法人のほうは、今まで多額な寄付を越すであろうと思います。そこで、私どもは、そういう答申の趣旨でございますので、個人の寄付についての優遇は、时限立法にいたしませんでした。法人のほうは、今まで多額な寄

付をしておった一部の法人を除いて、大部分の法人は、もし政党寄付をするといふことになりますと、このいまの制限内でも、今までの公共寄付のワクを圧迫するということが思われますので、特にそういう措置をとりましたが、これはやはり三年くらいの経験によって一べん見直して、次の措置を考えるべきだということで、このほどは三年間の时限立法ということにした次第でござります。(拍手)

○國務大臣(田中伊三次君) 罰則が軽過ぎるでは
ないかというおことばでござります。先ほども申
し上げましたとおり、本来、この寄付なるものは、
その寄付の財源を持っておる所有者の処分は自由
であるべきものである。それは、憲法の所有権の
規定の内容から申しまして、当然のこととて、だれ
にどんな寄付をしようということは、本人の自由
である。処分は自由でなければ、憲法の所有権の
保障は意味をなさぬ。そういうことから申します
と、一休、この政治資金規正法によつて寄
付を禁ずるということは、一定の限界があるもの
だと言わなければならぬわけであります。
それからもう一つ重要な事柄は、このたびの政

おりますし、それから、さらに必要性の高いものにつきましては、特定会社あるいは外国人から政治寄付を受ける、匿名で政治寄付を受けるというような三つの点につきましては、非常に重いのですありますけれども、二年以下の禁錮、三千円以上五万円以下の罰金ということで処する道を明らかにしておるわけであります。

そういうことでありますので、この程度は行き過ぎておるのか、行き過ぎていないのかということなのですありますが、それは何を基準に考えるかといえば、先般本会議場においても申し上げましたとおり、類似の法律と比較をするということ以外に、法制的には、行き過ぎておるかおらぬかを考える基準はない。その類似の法律とは、現行の政治資金規正法、現行の公職選挙法というもののが罰則規定を基準にして見る以外ございません。この二つの基準を総合いたしましてこの改正案と並べてみると、ならば、この改正案の内容として持つております罰則の内容は、決して重すぎるものではないが、決して軽すぎるものではない、当を得ておるものである、と信じておる次第でございま

を尊重して——小骨大骨論が出ておりますが、小骨一本も抜かないのだ、こう言明されておつたの
であります。が、それにもかわらず、党内事情に
いろいろ左右されて、大幅に後退したもののが提案
されておると考えるのであります。いま、国民の
大多数が失望をしております。その最大のものは、
は、佐藤総理御自身が自由民主党の総裁でありな
がら、党内においてすら、その指導性を發揮され
なかつたことであります。その結果は、衆議院に
提案されて以来今日までの審議をめぐりまして、
自民党的態度は、この法案すら成立させる意思が
ないのではないかと疑わざるを得ない状態であります。
総理は、この間、党内のいろいろ反対する
人たち——聞くところによれば、政治資金規正法
強化反対懇談会、こういうものがあるといわれて
おりますが、これらの人たちに対してどのよくな
ります。どうか、この法案成立のために、さらには、
また与党内部の意思統一のために、いかなる努力
をされるか、その経過と現在の総理の決意を、ま
ずお伺いいたしたいわけであります。

それからもう一つ重要な事柄は、このたびの政
治資金規正法における、ものの考え方は、寄付を
禁じていない、寄付はどんどんやつてよろしい、
しかし、一人の人間、一ヵ所の会社、そういうと
ころから多額の寄付をいただくといふことが、政
界を明朗化しない理由になる、そういうことであ
りますから、寄付はよろしいが、寄付の金額を制
限するということが、この法律のねらいでござい
ます。

こういう二つの点から顧慮いたしますといふ
と、罰則は厳に過ぎることがあってはならぬ、こ
ういう考え方方が基本方針でございます。そういう
点から、先ほど申し上げますように、一千万、二
千万の総額制限、五十万の個別額の制限、この制
限に因るする違反については、五千円以上五万円以
下の罰金をもつて処する、こういう処置になつて

おりますし、それから、さらに必要性の高いものにつきましては、特定会社あるいは外国人から政治寄付を受ける、匿名で政治寄付を受けるというような三つの点につきましては、非常に重いのですありますけれども、二年以下の禁錮、三千円以上五万円以下の罰金ということで処する道を明らかにしておるわけであります。

そういうことでありますので、この程度は行き過ぎておるのか、行き過ぎていないのかということなのですありますが、それは何を基準に考えるかといえば、先般本会議場においても申し上げましたとおり、類似の法律と比較をするということ以外に、法制的には、行き過ぎておるかおらぬかを考える基準はない。その類似の法律とは、現行の政治資金規正法、現行の公職選挙法というもののが罰則規定を基準にして見る以外ございません。この二つの基準を総合いたしましてこの改正案と並べてみると、ならば、この改正案の内容として持つております罰則の内容は、決して重すぎるものではないが、決して軽すぎるものではない、当を得ておるものである、と信じておる次第でございま

お伺いいたしましたのであります。
第二の質問は、今回提出された改正案によりますと、政治献金を行なう場合、一定の率、一定の額、この範囲内におきまして、個人に対しても所得税の特別措置、これが認められ、また会社、団体等に対しましては損金算入の特例が適用されることとなつております。このような税法上の優遇措置、これはいまだかつて聞いたことがあります。政治資金規正法の本家、アメリカのいわゆる腐敗行為防止法にもないものであります。今回提出されました改正案は、従来の悪い習慣を規制するたゞまで立案されたものであり、このようない特例は、政治資金の規正というよりは、むしろ政治獻金をしやすくする結果になると私考えるのあります。が、總理はどういうに解釈されるか、お尋ねしたいわけであります。いかに總理大臣、

頭脳明晰な方であつても、これで政治献金がやりにくくなるのだ、規正するんだとはお考えにならないわけありますが、ごく簡単に一言御答弁をお願いしたいと思うのであります。

統いて自治大臣にお伺いしたいと存じます。選挙制度審議会の答申の中には、法人に対する優遇措置はなかつたのでありますけれども、これはやはり会社法人からの寄付が少なくなつては困るかように考えて、この優遇措置を追加されたと思うのであります。大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

さらに、これと対象的な点は、寄付のあつせんに対する規正として、特に賃金からの天引きを禁止している点であります。これは從来の慣行を無視するものであり、明らかに労働組合などの政治献金を抑制するものであります。一方的な規正ではないかと考えます。答申の趣旨と関連をいたしまして、わかりやすくひとつ説明をわざわざしたいの

であります。

最後に、去る六月二十二日の衆議院本会議におきましても、わが党の小澤議員の質問に対し、

総理は、りっぱな法律をつくるためには原案にこだわらない、皆さんの御協力を願いしたい。今

日もそのような趣旨を述べておられるわけでありますけれども、わが党は政府並びに自民党によつて骨抜きにされましたこの本改正案を、答申案などおりに復活させるために修正案を用意しておるわけであります。この際、佐藤総理は与党の総裁として、また総理大臣として、原案にこだわらないとお答えになつた精神、これは当然、自民党の修正を受け入れるといふことではないと考えるわけであります。したがつて、私はわれわれの修正案に応じて、国民の期待にこたえりっぱな法律を成立させる熱意と、いわゆる指導力を総理は發揮させて、これを会期残すところわざかであります。

されども、重ねて総理の決意のほどをお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと存じま

す。

昭和四十二年七月十日 参議院会議録第一三三号 政治資金規正法及び公職選舉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

【國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

先ほどもお尋ねがありまして、社会の方にお

答えしたわけですが、答申を得てから提案

するまで時日のかかりましたこと、まことに残念

であります。しかし、何分にも重要法案であり、

画期的な考え方の法律でありますので、私これを

提案するまでの準備に二ヵ月を要した、まことに

残念に思つております。

また、党内の問題について、私の指導力その他

についていろいろ御心配をいただいておるよう

でございますが、たいへんありがとうございます。

しかし、事は自民党のことですございませんから、た

だいま問題になつておるのは国会の審議でござい

ます。一党のことは一党の總裁また党員にまかし

ていただきたい、かように思います。したがいま

して、お尋ねがございましたが、私は、それらの

点についてお答えはいたしません。

また、第二の問題で、税法上の優遇措置、これ

についていろいろの御意見を交えてのお話でござ

います。私は国民と政党と、もつと直結されるこ

とが望ましいことである、かように思います。

そうして政治活動が公明正大に行なわれるこ

とが、分不相應の寄付をすることを禁止しようとす

るものでございまして、政党自体の受け取る金額

の総額を規制しておるわけではございません。そ

して、今回も答申並びに政府案は、特定のもの

が、分不相應の寄付をすることを禁止しようとす

るものでございまして、政党の受け取る金額

を上げたようでござりますが、いずれにいたしま

して、今後の答申並びに政府案は、特定のもの

が、分不相應の寄付をすることを禁止ようとす

るものでございまして、政党の受け取る金額

る国民の要望にこたえるようなふりをして、実は政治資金規正の問題を小選挙区制強行のためにこにしようとする陰謀であります。衆議院における与党发言は、いわゆる「車の両輪論」をあり立て、佐藤総理自身これに賛意を表しているではありませんか。しかも、あなたは、本法案を継続審議にする意図だと伝えられております。これはその端的な証拠であります。わが党は、このような悪らつな佐藤内閣の陰謀を許すことはできません。わが党は、腐敗政治の打破に役立つ、真に効果的な政治資金規正を即時実現するよう要求するものであります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたしました。

この法案の取り扱い方についての私の考え方には、今日もなお変わりはございません。今までの質問にお答えいたとおりでございます。

そこで、政治資金規正そのことは、国民の良識によりまして公明かつ公正に行なわれることが望ましいことであります。私は、今日の政治、このもとにおきましては、政党、これはなければならないと思つております。政党が悪いことばかりするとか、かように考へるわけにはいかません。いままでの民主政治のもとにおいては、政党が大臣であります。基盤であります。また、政治活動そのものも資金はもちろん要るのでございますが、これが節度ある集め方でなければならぬ、その使い方でなければならぬ、かくよに私は考えておるのであります。先ほど乗お答えしたところで、その点はもう誤解はないと思います。

そこで、ただいまのお話であります、この審議をめぐりまして、いろいろ社会党もおしかりを受けているようであります。私は、自民党だけの責任では実はないと、かように思つておりますの

官報(号外)

るとの御発言は、いわゆる「車の両輪論」をあり立て、そして、必ずしも原案にはこだわるにしようとする陰謀であります。衆議院における与党发言は、いわゆる「車の両輪論」をあり立て、佐藤総理自身これに賛意を表しているではありませんか。しかも、あなたは、本法案を継続審議にする意図だと伝えられております。これはその端的な証拠であります。わが党は、このような悪らつな佐藤内閣の陰謀を許すことはできません。十分御意見を述べられました。

○國務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたしました。

この法案の取り扱い方についての私の考え方には、今日もなお変わりはございません。今までの質問にお答えいたとおりでございます。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたしました。

この法案の取り扱い方についての私の考え方には、今日もなお変わりはございません。今までの質問にお答えいたとおりでございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたしました。

〔市川房枝君登壇〕

○市川房枝君 私は、たまたま上程されている法律案に関連し、関係当局に対し六項目についてお伺いしたいと思います。

第一は、六月二十九日に自治省から、四十一年の政黨及び政治団体の収支報告が発表されました。各新聞とも時節柄大きく取り上げましたが、自民党が前年の倍近くの約六十億円に増加したのをはじめ、自民党の有力な各派閥の金額が多くなったこと、収入も寄付を正直に届け出していることが少なくなつて、会費などとして逃げていること、支出も疑問の点が多く、料亭の名前を隠しているのが目立つてること等々、自衛のあとは全く見られず、きわめて不明朗だと申しております。これに対して総理の御感想と、それから、も

で、各政党とも、りっぱな政治資金規正、その方向をきめるという、そういうことで国会において御審議をいたいて、必ずしも原案にはこだわるつもりはございません。十分御意見を述べられました。

また、小選挙区制とこれを結びつけておるのでないか、継続審議などと言つてはいるが、小選挙区制を考へておるのはじやないか、こういうお話をございますが、これは先ほど公明党の方にもお答えいたのでござりますが、この政治資金規正が特に一つ引き抜かれて国会の審議をだいまを求めておる、また選挙制度審議会もさよう答申をしましたと、その意義を十分考えていかなければなりません、かのように思つております。たまたま小選挙区がどういよいよ大きな扱いを受けますか、これらは、たまたま選挙制度審議会において審議中でござりますので、私はこれらの点については私の意見は申し述べません。(拍手)

○議長(貢宗雄三君) 市川房枝君。

〔市川房枝君登壇〕

○市川房枝君 私は、たまたま上程されている法律案に関連し、関係当局に対し六項目についてお伺いしたいと思います。

第三は、衆議院においてのこの案の審議の状況を拝見しますと、先ほどから皆さんのおっしゃいましたように、野党が積極的で、政府与党が消極的な印象を受けます。審議会の答申そのものに私は不満であります。その答申からさらに幾多の骨を抜き、さらに現行法よりも改悪しておきながら、先ほどから政府も与党の方も、いや骨を抜いてはいないとおっしゃっておりますが、それはうそであります。その与党が国会において反対しておいでになるよう見えるのは、何とも不可解であります。国民党は戸惑つております。総理は、今国会で成立させると、あれほど強い意思表示を両院でなされましたし、先ほどからもそれをおっしゃつております。私は、総理は眞実のお気持ちをおおっしゃつてないと認めるのであります

第四は、本案の規定のように法人の寄付の最高額、その中での政治献金に回されている推定総額、いままで課税の対象となつていない政治献金額、今まで課税の対象となつてない政治献金の総額、今度の改正による税の減少見込み額、それをお伺いたい。

第五は、政治家個人が受け取った政治献金は、政治活動費を差し引いた残額を課税の対象とする。もし不足の場合は、総合所得から差し引き税金を還付するといふのは事実でありますか。その件数、還付した金額を伺いたい。また、政治献金の収入のない一部の議員が政治活動費を総合所得から差し引き、税金の還付を受けた事実の有無、その件数、金額を伺いたい。政治献金をもらっている人といない人の間の不公平、及び一般国民との差別扱いを蔽相はどういうふうにお考えになつておりますか。

第六は、永久選挙人名簿の調製は、今度は三月、六月、九月、十一月の四回になつておりますが、それでも最高約三十五万人の新有権者の新たに得た基本的人権である選挙権行使できない場合が生じると思います。これに対する救済方法を自治当局は考えておいでになられますかどうか。今国会で審議中の住民基本台帳を利用すれば相当程度まで救済できるのではないかと思ひます

が、いかがでしようか。お伺いしたいと思いまます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 市川君にお答えいたしました。

この四十一年の——最近の政黨に対する献金の収支報告、これはただいま御指摘のとおりでござります。今日ただいま行なわれております現行法では、いわゆる政治資金の公開の原則、こういうものを実はとつおりまして、公表することによって国民の批判を仰ぎ、今後の政治活動の公明公正を期する、これが実はねらいでございまます。この方法で大体目的を達するかと思つたら、必ずしもそうでないというので、今日政治資金規

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員なる事業者の三分の二以上が第一号から第五号までの各号の一に該当する者であるもの（法人格）

（前号に掲げるものを除く。）

（法人格）

第三条 中小企業振興事業團（以下「事業團」といふ。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 事業團は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 事業團の資本金は、百四億一千二百五十五万円並びに附則第七条第二項及び附則第八条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業團に追加して出資することができる。

3 事業團は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条 事業團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三条に対する抗辯することができない。

（名称の使用制限）

第七条 事業團でない者は、中小企業振興事業團

という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができる者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとき、その他の役員たるに適しないと認めるとき、それは、その役員を解任することができる。

（役員）

第九条 事業團に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条 理事長は、事業團を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業團を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業團の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

（評議員会）

第十七条 事業團に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業團の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関する意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

5 評議員は、都道府県知事、中小企業団体中央会の長その他の中小企業に関し学識経験のある者（うちから、通商産業大臣が任命する。）

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

（職員の任命）

第十八条 事業團の職員は、理事長が任命する。

第十四条 通商産業大臣又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員及び職員の地位）

第十九条 事業團の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務）

第二十条 事業團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 都道府県（政令で指定する市を含む。）が行なう中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事業の実施に關し必要な協力を行ない、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他の中小企業構造の高度化（以下単に「中小企業構造の高度化」という。）に関し必要な指導を行なうこと。

二 次の事業を行なう都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行なうこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他施設を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金の貸付けを行なうこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他施設を譲り渡すこと。

三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行なうこと。

四 中小企業指導担当者（中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者をいいう。）の養成及び研修並びに都道府県が行なうことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行なうこと。

五 前各号の業務に関連して必要な情報の取

集、調査及び研究を行ない、並びにその成果を普及すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

二 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。

一 第二条第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小事業者」という。)が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む。)であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの。

二 中小事業者から出資を受けた会社(当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。)であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの。

三 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業並びに同項第三号の業務の範囲は、政令で定める。

4 事業団は、第一項第七号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受け、政令で定める金融機関に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号イに掲げるものの一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3 第一項の政令で定める金融機関は、他の法律

の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十二条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(事業年度)

第二十三条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、損益計算に

おいて利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び中小企業振興債券)

第二十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般的の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一号まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

2 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

3 第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(監督)

第三十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若し

くは第二十一条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」といふ。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立ち検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

（解説）

第三十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。
 （大蔵大臣との協議）

第三十六条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十二条第二項又は第三十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

二 第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第一項、第二十四条、第二十七条第一項、第二十九条の認可をしようとするとき。

三 第二十五条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四 第三十条第一項又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(罰則)

第三十八条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関若しくは第二十一条第二項の政令で定める者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第七条の規定に違反して中小企業振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第七条 中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の際現に中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百五号）第三条第一項の規定による中小企業高度化資金の貸付事業又は同条件の規定による中小企業共同工場貸与事業となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事務に任命されたものとする。

第七章 罰則

（罰則）

第三十九条

（報告）

（登記）

（過料）

（登記）

第七十三条の四第一項第十七号を次のように改める。

十七 中小企業振興事業団が中小企業振興事業

団法(昭和四十二年法律第二十一条)第二十条

第一項第三号に規定する業務(同項第二号ロに掲げるものに限る。)及び同項第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四第五項を次のように改める。

五 都道府県又は中小企業振興事業団から中小企

業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又は

ロの資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けて、

中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合

における当該施設の引渡しを受ける時までに支

払うべき額を控除した残額に相当する額を価

格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「又は計画

組合」を削り、同条第一項中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等若しくは同項第五号の計画組合が、同項第四号若しくは第五号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの」とする。

業団法第二十条第一項第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方税法の一部改正に伴う経過規定)

第七十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律

第二十八条 中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会が附則第十三条の規定によ

る改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条(中小企業庁設置法の一部改正)

第一項の規定による政府の助成に係る資金の貸

付けを受けて、中小企業経営の近代化若しくは

合理化のための中小企業者の共同利用に供する

施設を取得した場合又は事業協同組合若しくは

事業協同小組合若しくは協同組合連合会が同条

第二項の規定による政府の助成に係る施設を地

方公共団体から譲渡しを受けた場合における當

該施設の取得に対して課する不動産取得税の課

正後の地方税法第七十三条の十四第五項の規定

にかかわらず、なお從前の例による。

第二十九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和

三十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように

改正する。

三十一条 第二項第二十二号を次のように改める。

二十一 中小企業振興事業団が中小企業振興事

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律

第二十九条)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」

の下に「中小企業振興事業団」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三十一条 中小企業庁設置法(昭和二十三年

法律第八十三号)の一部を次のように改正す

る。

第三十二条 第一項第四号の二の三を次のように改

める。

第三十三条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十四条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十五条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十六条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十七条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十八条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第三十九条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十一条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十二条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十三条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十四条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十五条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十六条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十七条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十八条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第四十九条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第五十条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第五十一条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

第五十二条 第一項第四号の二の三を次のように改

正する。

もって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、

本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、

本案は可決せられました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございません。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、外国人漁業の規制に関する法律案。

〔いすれも内閣提出、衆議院送付〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

会は店舗の集団化、その他構造改善事業と指導と

をあわせて総合的に実施せることとともに、経営合理化等に必要な研修指導事業もあわせて行なおうと

するものであります。

本委員会におきましては、事業団新設の理由、役員の登用方針、事業計画と助成条件、その他、中小企業をめぐる経済環境等に關し、きわめて熱心に質疑応答が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存します。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、小柳委員から賛成意見とともに、各党共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

討論を終了し、採決いたしましたところ、本法と決定いたし、次いで、附帯決議案も全会一致を

〔目的〕

中小漁業振興特別措置法案

中小漁業振興特別措置法案

〔小字は衆議院修正〕

第一条 この法律は、生産性の向上その他経営の近代化を促進してその振興を図ることが特に必

要であると認められる業種に係る中小漁業につ

き、その振興に関する施策を計画的に推進するための措置を講ずること等により、漁業の健全な発展に寄与することを目的とする。

に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、

時使用する従業者の数が三百人以上である
かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五

年法律第百七十八号) 第二条第一項に規定する漁船(アリの合計総トン数が二千トンを

る漁船を「一」の合言綴トン数が二千トンをこえない範囲内において政令で定めるトン数

以下である。

三 漁業生産組合

この法律において「指定業種」とは、沿岸漁業等規則(昭和三十二年法第百六)五号の第二

等振興法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種

であつて、次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が
日本漁業者によって行なつてゐること上。

二 中小漁業者によつて行なわれてゐること
二 当該業種に係る漁獲量の変動、漁業経費の

増大等により当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の目論部分の経営が不安定となつてお

漁業者の相当部分の経営が不安定となる。でも、やはり又は不安定となるおそれがあるため、当該

業種に係る中小漁業につき、沿岸漁業等振興
去第ニ冬子号ニ屬する事項二回」文書を丁々

法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行なつてその生産性の向上その他經營の近代化を

促進することにより、その振興を図ることが
寺工必要であると思つてゐる」と。

特は必要であると認めたところ

第三条 農林大臣は、政令で定めるところによ

り、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画（以下「振興計

「画」ということを定めなければならぬ。

2 振興計画においては 次に掲げる事項を定めるものとする。

一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、資本設備の高度化等経営の近代化の目標二 沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項に必要があると認めるときは、振興計画を変更するものとする。

農林大臣は、経済事情の著しい変動のため特に規定するものにはか、前項の規定によりその権限に属さざるべき事項を調査審議する。

沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関する農林大臣に意見を述べることができる。

(公表及び助言、指導等)

第四条 農林大臣は、前条の規定により振興計画を定め、又はこれを変更したときは、その要旨を公表するとともに、その公表に係る振興計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なうものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 農林漁業金融公庫は、指定業種に係る漁業(以下「指定業種漁業」といふ。)を営む中小漁業者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)で定めるところにより、その者が当該指定業種漁業に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるよう漁船の改造、建造若しくは取得をするのに必要な資金の貸付けを行なうものとする。

(合併等の場合の課税の特例)

第六条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種漁業を営む中小漁業者(漁業協同組合及び法人税法昭和四十年法律第三十四号)別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、その者が指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は指定業種漁業を営む他の法人によるものとする。

ある中小漁業者に対して出資をして、若しくは指定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資をして指定業種漁業を営む法人（会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合）に認定することにより、当該指定業種漁業を営む法人又は当該業種漁業が著しく向上し、かつて当該中小漁業者のその漁業の生産量に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

農林大臣は、前項に規定する出資をする指定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めることにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定をあわせてすることができる。

第一項若しくは前項の認定を受けた中小漁業の漁船の改造、建造若しくは漁業に係る生産行程の協業化に係る生産行程の協業化に係るもののうち主務大臣の指定するもの

者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該出資にに基づいて設立された法人については、租税特例別措置法昭和三十一年法律第二十六号で定めることにより、法人税又は登録免許税を軽減する。
(減価償却の特例)
第七条 指定漁種漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。
第十八条第三項中「若しくは林業経営の改善を「林業経営の改善若しくは中小漁業の経営の近代化」に改める。

